

## ◇ 更正決定に不服があるとき

Q：私は会社を経営しています。この度、税務署から更正処分を受け、加算税を課税されました。

私としては、この処分に納得できないのですが、どうすればよいのでしょうか。

A：異議申立て、審査請求又は訴訟の手続きにより救済を受けることができます。

### 【解説】

税金の増額修正などの更正、決定、差押えなど、国税についての処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から2カ月以内に、(1)税務署長、国税庁長官、税関長がした処分に対しては「異議申立て」、(2)国税局長がした処分に対しては、①国税局長に「異議申立て」をするか、②国税不服審判所長に「審査請求」をします。異議申立てが受け入れられなかったとき、申立てに対する決定になお不服があるときは、国税不服審判所長に「審査請求」を行えます。

なお、青色申告者については異議申立てを経ないで直接、審査請求をすることができます。青色申告者以外でも税務署などから「不服申立てができますよ」と教えられていなかった場合には、直接、審査請求ができます。

そして、審判所の判決になお不服があれば、地方裁判所に訴訟を起こすことができます。

ちなみに、税務調査の結果、所得のものを発見されると、修正申告書の提出を求められますが、いったん修正申告書を提出してしまうと、あとで不服が出てきても、上記の権利救済制度を利用することはできません。

